

離婚届(協議離婚)記入例

・夫婦の本籍地の市区町村長宛に届出します。本籍地に届出できない時は、必ず**戸籍謄本**が必要です。

・氏名は婚姻中の姓で、夫婦それぞれが署名し、生年月日も記入します。

字訂正
字加入
字削除
届出印
愛知
愛知

離婚届 平成 25 年 6 月 3 日届出 名古屋市中区長 殿		受理 平成 年 月 日 第 号 送付 平成 年 月 日 第 号 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知	発送 平成 年 月 日 長印
--	--	--	-------------------

(1) 氏名	夫 あい ち 太郎 妻 あい ち はなこ
生年月日	夫 昭和33年3月4日 妻 昭和34年4月3日
住所	夫 名古屋市中区3丁目 3番3号 妻 名古屋市中区1丁目 1番1号
本籍	愛知県名古屋市中区5丁目5番 愛知 太郎 愛知 花子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
離婚前の氏名	夫 は 妻 は 夫の父 中丸 民生 妻の父 名古屋 総司
もどる者の本籍	夫 愛知県名古屋市中区9丁目9番 妻 名古屋 花子
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 愛知 竹子 妻が親権を行う子
同居の期間	平成15年5月から平成25年3月まで
別居する前の住所	名古屋市中区3丁目3番
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農薬その他の仕事を営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	夫の養父 愛知 一郎 養母 愛知 松子 養子
届出人署名押印	夫 愛知 太郎 妻 愛知 花子

・離婚届を提出する日付を記入します。届出が受理された日が、法律上、離婚した日になります。

・住民登録をしているところの住所と、世帯主の氏名を記入します。
・転出届をしていても、転入届をしていなければ転入前の元の住所を記入してください。

・夫婦の本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。(戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人)
本籍は、住所と違う場合がありますので、戸籍簿で確認しておきましょう。ただし、外国籍の人は国籍だけの記入になります。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名印 丸山 法正 印 丸山	署名印 丸山 法子 印 丸山
生年月日	昭和25年2月4日	昭和24年6月3日
住所	愛知県名古屋市中区11丁目 1番地 1号	左記に同じ
本籍	愛知県名古屋市中区2丁目 2番地 2号	左記に同じ

・夫婦それぞれの父母の氏名を書き入れます。父母が婚姻中の場合、母の姓は不要で、名だけを記入します。

・該当するところにチェック印を入れて、その人の本籍も記入します。ただし、離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合、この欄は空白にして、別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出しなければなりません。
・新しい戸籍を作る希望がある場合は、「その他欄」に、下記の通り記入してください。
「新戸籍編製の申出をします。新本籍 ○○県○○市○○町○番地 愛知 花子(氏名)印(←夫とは別の印)」

・未成年者の子がいる場合は、夫、妻いずれかに親権を定め記入してください。どちらが親権者が決まっていなかった場合は、離婚届は受理されません。
・親権の訂正は夫と妻両方の訂正印が必要です。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・父母が養父母の場合、ここに記入します。

・未記入でも受理はできます。

・夫婦それぞれが筆筆で署名、押印します。ただし、印は別々のものを使います。(認印でOK)

日中連絡のとれるところ
 電話 (090) 1234 - 5678
 自宅 勤務先 呼出 (方)

・屋間の連絡先を記入してください。
・携帯番号でも結構です。